

京町家相談員登録等実施要領

平成30年7月27日

令和元年9月1日改正

令和3年4月1日改正

令和6年6月27日改正

令和7年5月19日改正

(趣旨及び目的)

第1条 「京町家相談員制度」(「本制度」という。)は、京町家の所有者及び管理者等(以下「所有者等」という。)が京町家の保全及び継承に関する相談を安心感を持って行うことができる、身近な相談体制を整備するため、「京町家相談員」(以下「相談員」という。)が、京都市のパートナーとして、所有者等の意向その他の事情を考慮しつつ、京都市京町家の保全及び継承に関する条例(以下「京町家条例」という。)の趣旨を踏まえ、丁寧な相談対応、助言を行うとともに、具体的な問題解決につながるよう、必要に応じて提案を行うことを目的とする。

2 この要領は、本制度における相談員の設置に関し、相談員の役割、募集、登録、研修、及び本制度の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(役割等)

第2条 京都市の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 所有者等からの相談に応じ、京町家の保全及び継承のために必要な情報提供を行うこと
- (2) 相談員に対し、所有者等に対する相談、助言、提案等を行うよう依頼すること
- (3) 相談員から、相談対応の結果の報告を受けること
- (4) 当制度の実施に必要な限度において、所有者等又は相談員に対し、必要な報告を求めること

2 相談員の役割は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 京都市又は公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター(以下「京都市等」という。)から依頼を受けて行う、京町家に係る相談への対応
- (2) 京都市等主催の京町家相談会における相談への対応
- (3) 第1号の相談対応において、所有者等から希望があった場合は、所有者等に対する活用方法の提案(ただし、宅地建物取引士の登録区分のみ)。なお、提案後、所有者等と相談員が合意のうえで行う、設計、仲介、工事等の協議については双方の責任において行うものとし、京都市等は関与しない。

3 前項各号の活動に対する謝金は、別に定める基準による。

4 相談員は、第2項の活動を行った場合は、その結果について、別に定める様式により、京都市等に報告するものとする。

(登録要件等)

第3条 相談員の登録を希望する者（以下「名簿登録希望者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、かつ制度の趣旨を十分に理解したうえで、積極的に制度に参画する意思を有しなければならない。

- (1) 別表（い）欄に掲げる登録の区分に応じ、別表（ろ）欄に掲げる要件を満たしていること。ただし、現に京町家マッチング制度事業者団体登録要領第3条第1項第3号に規定する一覧表に記載される事業所に所属する者のうち、別表（ろ）欄に掲げる業務実績の件数のみを満たさない者（以下「マッチング制度からの移行者」という。）については、別表（い）欄に掲げる登録の区分に応じ、別表（ろ）欄に掲げる業務実績の件数以外の要件を満たしていること。
- (2) 京都府内の事業所に勤務する者であること。
- (3) 相談員の登録及び名簿の公開について、勤務する事業所の長の承認を得ていること。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 京都市の市税を滞納していないこと。
- (6) 名簿登録希望者が法人の社員等である場合にあっては、当該法人が前2号いずれの要件も満たしていること。
- (7) 応募日又は登録の更新日から起算して過去1年以内に申込資格に関して別表（は）欄に掲げる処分を受けていないこと。
- (8) 名簿登録希望者が法人の社員等である場合にあっては、当該法人が応募日又は登録の更新日から起算して過去1年以内に申込資格に関して別表（に）欄に掲げる処分を受けていないこと。
- (9) 京町家条例の趣旨に賛同し、京町家の保全及び継承に取り組むこと。
- (10) 別表(5)から(9)に掲げる登録の区分にあっては、各専門分野の関連団体からの推薦があること。
- (11) マッチング制度からの移行者にあっては、京町家マッチング制度事業者団体登録要領第2条第1項2号に規定する登録団体（以下「登録団体」という。）からの推薦があること。

2 別表(1)から(4)に掲げる登録の区分への応募者は、京都市が別に定める日までに、次に掲げる書類を京都市へ提出するものとする。

- (1) 京町家相談員応募用紙（様式1）（以下「応募用紙」という。）
- (2) 第3条第1項第1号に該当することを証する資格証明書の写し及び実務経験申告書
- (3) 登録団体からの推薦書（マッチング制度からの移行者のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（募集の周知）

第4条 相談員の募集の周知は、京都市ホームページのほか制度の推進に協力できる各専門分野の関連団体を通じて行うものとする。

（推薦の依頼）

第5条 別表(5)項から(9)項に掲げる登録の区分にあっては、京都市から、各専門分野の関連団体

に対して、第3条第1項に定める要件（以下「登録要件」という。）に該当する者の推薦依頼を行う。なお、マッチング制度からの移行者における登録団体に対する推薦依頼については、マッチング制度からの移行者自らが行うものとする。

（研修の受講）

第6条 名簿登録希望者は、京都市が実施する登録研修を修了しなければならない。

2 登録研修の実施日時、場所及び講師等については、募集する年度ごとに京都市が定めるものとする。

（登録研修の受講決定）

第7条 京都市は、第3条第2項に定める書類の提出を受け、名簿登録希望者が登録要件に該当すると認めるときは、速やかに登録研修の受講資格がある旨及びその実施日時等を登録研修受講決定（受講資格不適合）通知書（様式2）により、名簿登録希望者へ通知するものとする。

2 京都市は、第3条第2項に定める書類の提出を受け、名簿登録希望者が登録要件に該当しないと認めるときは、その旨を登録研修受講決定（受講資格不適合）通知書（様式2）より、名簿登録希望者に通知するものとする。

3 別表(5)項から(9)項に掲げる登録の区分にあつては、第5条の依頼を受けて各専門分野の関連団体が推薦した者（以下「被推薦者」という。）を登録研修の受講者に決定する。

4 受講決定後、名簿登録希望者及び被推薦者が登録要件に該当しなくなった場合にあっては、受講決定は決定時に遡ってその効力を失うものとする。

（登録）

第8条 名簿登録希望者は、登録研修修了後、京都市が定める日までに、京町家相談員名簿登録申請書（様式3）（以下「名簿登録申請書」という。）を京都市へ提出するものとする。

2 京都市は、名簿登録申請書の提出を受け、名簿登録希望者が登録要件に該当し、適切に研修を修了したと認めるときは、名簿に登録し、その旨を京町家相談員登録（登録要件不適合）通知書（様式4）（以下「登録（登録要件不適合）通知書」という。）により、名簿登録希望者に通知するものとする。

3 前項の名簿に登録する日（以下「登録日」という。）は、募集又は更新ごとに京都市が定めるものとする。

4 京都市は、第2項の名簿として次に掲げる事項を記載した名簿（以下「相談員名簿」という。）を作成し、管理するものとする。

(1) 名簿登録番号及び登録日

(2) 氏名

(3) 登録の区分に応じた保有資格の登録番号及び登録年月日

(4) 前号以外に保有している資格

(5) 事業参画理由

(6) 自己PR

(7) 勤務する事業所の名称、勤務地、連絡先

(8) 勤務する事業所に係る免許番号、登録番号又は許可番号

(9) 所属団体

5 相談員は、相談員名簿に登録されている期間（以下「登録期間」という）において、第2条第2項各号に掲げる活動を行うことができる。

6 登録期間は、登録日から登録日の翌年度の末日までとする。ただし、初回登録者の登録期間は、登録日から第10条第1項に規定する登録更新研修が開催される年度の末日までとする。

7 京都市は、名簿登録申請書の提出を受け、名簿登録希望者が登録要件に該当しない、又は適切に研修を修了していないと認めるときは、その旨を登録（登録要件不適合）通知書により、名簿登録希望者に通知するものとする。

8 第2項の規定にかかわらず、京都市は、相談事業実施に当たり特に必要と認めるときは、学識経験者等の京町家に関する専門知識をもつ者を相談員に委嘱し、相談員名簿に登録することができる。

9 相談員名簿に登録された者（以下「名簿登録者」という。）は、相談員名簿に記載した内容に変更が生じたときは、京町家相談員名簿登録変更申請書（様式5）を京都市へ提出し、京都市は、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を変更するものとする。

10 名簿登録者は、相談員名簿への登録を抹消したいときは、京町家相談員名簿登録抹消申請書（様式6）を京都市へ提出し、京都市は、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を抹消するものとする。

（京町家相談員証の交付）

第9条 京都市は、名簿登録者に、京町家相談員証（様式7）を交付するものとする。

（登録の更新）

第10条 相談員の登録の更新を希望する者は、市が定める研修（以下「登録更新研修」という。）を受けなければならない。

2 登録更新研修を受講した者は、登録を更新し、登録期間を2年間延長することができるものとし、以後も同様とする。ただし、マッチング制度からの移行者にあつては、令和9年度末までを延長の期限とする。

3 登録更新研修は、原則2年ごとに1回開催するものとし、研修の実施日時、場所、講師等については、年度ごとに京都市が定めるものとする。

（登録の取消）

第11条 京都市は、名簿登録者又は当該名簿登録者が法人の社員等である場合にあつてはその法人が、登録要件に該当しなくなった場合にあつては、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を抹消することができる。

2 京都市は、名簿登録者又は当該名簿登録者が法人の社員等である場合にあつてはその法人が、相談員名簿への登録にふさわしくない行為をしたと認めるときは、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を抹消することができる。

（名簿の公開等）

第12条 京都市は、相談員名簿を窓口で縦覧する等適当な方法により公開するものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 相談員は、事業の実施により取得した個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、所管課長が定める。

附則

(施行日等)

この要領は、施行日から実施する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附則

(施行期日)

この要領は、決定日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、決定日から施行する。ただし、第2条第2項第3号の規定は、京町家マッチング制度実施要領の廃止日から施行する。

別表

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	登録の区分	応募要件	個人に関する処分	法人に関する処分
(1)	宅地建物取引士	次に掲げるいずれにも適合すること。 ア 宅地建物取引士の資格を有すること。 イ 宅地建物取引業における不動産の開発・分譲・流通業務又は不動産賃貸業における不動産の賃貸業務に現に通算して5年以上従事し、併せて京町家に関する業務実績（売買の仲介、賃貸の仲介、コンサルティング、賃貸経営、物件管理、買取・再販）を5件以上有すること。	宅地建物取引業法に基づく指示処分及び事務禁止処分並びに登録消除処分	宅地建物取引業法第65条第1項に基づく指示処分、同条第2項に基づく業務停止処分又は法第66条第1項第9号に基づく免許取消処分
(2)	大工	次に掲げるいずれかに適合すること。 ア 次のいずれにも該当する者であること。 (ア) 一級建築士若しくは二級建築士、木造建築士、一級建築大工技能士若しくは二級建築大工技能士又は一級施工管理技士若しくは二級施工管理技士の資格を有すること。 (イ) 工事責任者として携わった伝統的軸組構法に関する工事※ ¹ の業務実績を5件以上有すること。 イ 工事責任者として携わった伝統的軸組構法に関する工事※ ¹ の業務実績を10件以上有すること。	建築士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに免許取消処分（第10条）	建設業法に基づく指示処分及び営業停止処分並びに許可取消処分（第28条、第29条）
(3)	建築士	次に掲げるいずれにも適合すること。 ア 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有すること。 イ 建築物又は建築設備の設計及び工事監理の業務	建築士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに免許取消処分（第10条）	建築士法に基づく戒告処分及び閉鎖処分並びに登録取消処分（第26条）

		に現に通算して5年以上従事していること。 ウ 設計責任者として携わった京町家の全体工事※ ² に関する業務実績を5件以上有すること。		
(4)	税理士	税理士の資格を有し、かつ税理士法第二条に掲げる業務に現に通算して5年以上従事していること。	税理士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに業務禁止処分(第45条、第46条)	税理士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに解散処分(第48条)
(5)	不動産鑑定士	不動産鑑定士の資格を有し、かつ不動産の鑑定評価に関する法律第三条に掲げる業務に現に通算して5年以上従事していること。	不動産の鑑定評価に関する法律に基づく戒告処分及び業務禁止処分並びに登録消除処分(第40条)	不動産の鑑定評価に関する法律(以下「法」という。)に基づく業務停止処分並びに登録消除処分(第41条)
(6)	土地家屋調査士	土地家屋調査士の資格を有し、かつ土地家屋調査士法第三条に掲げる業務に現に通算して5年以上従事していること。	土地家屋調査士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに業務禁止処分(第42条)	土地家屋調査士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに解散処分(第43条)
(7)	弁護士	弁護士の資格を有し、かつ弁護士法第三条に掲げる業務に現に通算して5年以上従事していること。	弁護士法に基づく戒告処分、業務停止処分及び退会命令処分並びに除名処分(第57条)	弁護士法に基づく戒告処分、業務停止処分及び退会命令処分並びに除名処分(第57条2)
(8)	司法書士	司法書士の資格を有し、かつ司法書士法第三条に掲げる業務に現に通算して5年以上従事していること。	司法書士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに業務禁止処分(第47条)	司法書士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに解散処分(第48条)
(9)	行政書士	行政書士の資格を有し、かつ行政書士法第一条の二及び第一条の三に掲げる業務に現に通算して5年以上従事していること。	行政書士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに業務禁止処分(第14条)	行政書士法に基づく戒告処分及び業務停止処分並びに解散処分(第14条の2)

※1 伝統的軸組構法に関する工事とは、伝統的軸組構法による木造住宅の新築工事又は根継ぎ、歪み突き、揚げ前、土壁の改修を含む工事を指します。

※2 全体工事とは、①伝統的軸組構法に関する工事、②空間構成に関する復元的な工事(通り庭、火袋、坪庭など)および③ファサードデザインに関する復元的な工事(格子、通り庇、虫籠窓など)を一体的に行う修繕・改修工事を指します。この内、少なくとも①を含み、あわせて②又は③の両方またはいずれかを含む工事であることを要件とします。

様式1（第3条関係）

京町家相談員応募用紙

年 月 日

（あて先）京都市長

応募者	(ふりがな) 氏 名	
	自宅	〒 ー
		(TEL) (FAX)
		(メール) (携帯)
	登録の区分	☐ 宅地建物取引士 ☐ 大工 ☐ 建築士 ☐ 税理士
勤務する 事業所	名 称	支店名や営業所名まで記入してください。
	勤 務 地	〒 ー
		(TEL) (FAX)
		(メール) (携帯)
希望する連絡先 (市からの通知等の送付先)		☐ 自宅 ☐ 勤務地
確認事項	私は、次の事項に該当すること、及びこの応募用紙の記載事項について事実と相違のないことを誓約します。 ☐ 「京町家相談員制度」の趣旨を十分に理解していること。 ☐ 京町家の保全及び継承に関する条例の趣旨に賛同し、京町家の保全及び継承に取り組むこと。 「相談員として、京町家の保全及び継承にどのように取り組むか」についてご記入ください。 ☐ 保有資格や実務経験等、登録の区分に応じた応募要件を満たしていること。 (「マッチング制度からの移行者」に該当する者⇒☐) ☐ 事業参画^{注1}について、勤務する事業所の長^{注2}の承認を得ていること。 ☐ 応募者自身及び当該応募者を社員とする法人が暴力団員等^{注3}でないこと。 ☐ 応募者自身及び当該応募者を社員とする法人が京都市の市税を滞納していないこと。 ☐ 応募者自身及び当該応募者を社員とする法人が、応募日から起算して過去1年以内に懲戒処分又は監督処分を受けていないこと。	
応募動機		
所属団体	応募者又は当該応募者を社員とする法人が所属する団体等を記載してください。 複数の団体等に所属する場合は、そのすべてを記載してください。	

注1 事業参画とは、本件応募及び京町家相談員に関する事業への参画並びに相談員の名簿公開をいいます。

注2 勤務する事業所の長とは、支店長や営業所長など応募者が勤務する職場の所属長をいいます。

注3 暴力団員等とは、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいいます。

※ 該当する□にはレ印を記入してください。

【備考】この応募用紙に記載された内容については、所属関連団体にお知らせすることがあります。

様式2（第7条関係）

登録研修受講決定（受講資格不適合）通知書

第 年 月 日

様

京都市長

印

〇〇年度京町家相談員登録研修の受講について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

☐ 京町家相談員登録等実施要領第7条第1項に基づき、受講者に決定しました。

1 応募者氏名

2 受講番号

3 実施日時等

☐ 京町家相談員登録等実施要領第7条第2項に基づき、受講要件に適合しないと認めました。

1 応募者氏名

2 要件不適合の理由

※ 該当する□にはレ印がしてあります。

様式3（第8条関係）

京町家相談員名簿登録申請書

年 月 日

（あて先）京都市長

申 請 者	ふりがな氏名		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
	自宅	〒		
		(TEL) (FAX)		
		(メール) (携帯)		
	登録区分	☐ 宅地建物取引士 ☐ 大工 ☐ 建築士 ☐ 税理士 ☐ 不動産鑑定士 ☐ 土地家屋調査士 ☐ 弁護士 ☐ 司法書士 ☐ 行政書士		
	登録の区分に応じた 保有資格	資格名称		
		登録番号		
		登録年月日		
	その他保有資格	☐ 京町家耐震診断士（ <u>現地調査診断士</u> ・ <u>構造診断士</u> ） { }		
	事業参画理由			
自己PR				
勤務する 事業所	名称	支店名や営業所名まで記入してください。		
	勤務地	〒		
		(TEL) (FAX)		
		(メール) (携帯)		
	事業所の免許番号、登録番号又は許可番号	免許、登録又は許可を受けている場合のみ記入してください。		
所属団体	申請者又は当該申請者を雇用する事業主が所属する団体等を記載してください。 複数の団体等に所属する場合は、そのすべてを記載してください。			
希望する連絡先（市からの通知等の送付先）		☐ 自宅 ☐ 勤務地		

※ 該当する□にはレ印を記入してください。
【備考】 この申請書の「申請者」の欄に記載された内容については、「京町家相談員」に登録された場合、京都市窓口での縦覧等の方法により公開します。

様式4（第8条関係）

京町家相談員登録（登録要件不適合）通知書

第 年 月 日 号

様

京都市長

印

年 月 日付けで申請のあった京町家相談員名簿への登録について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

☐ 京町家相談員登録等実施要領第8条第2項に基づき、登録します。

- 1 申請者氏名
- 2 登録番号
- 3 登録年月日
- 4 登録期間

☐ 京町家相談員登録等実施要領第8条第7項に基づき、登録要件に適合しないと認めます。

- 1 申請者氏名
- 2 登録要件不適合の理由

※ 該当する□にはレ印がしてあります。

京町家相談員名簿登録変更申請書

年 月 日

（あて先）京都市長

申請者 氏名

京町家相談員登録等実施要領第 8 条第 9 項に基づき、以下のとおり、京町家相談員名簿に記載した内容の変更を申請します。

記 載 事 項 （ 変 更 前 ）	
記 載 事 項 （ 変 更 後 ）	

様式 6（第 8 条関係）

京町家相談員名簿登録抹消申請書

年 月 日

（あて先）京都市長

申請者 氏名

京町家相談員登録等実施要領第 8 条第 10 項に基づき、京町家相談員名簿の登録の抹消を申請します。

1 登録番号

2 登録年月日

3 抹消しようとする理由

様式7(第9条関係)

写真	第〇〇〇〇号
	京町家相談員証
	氏名 〇〇 〇〇
上記の者は、京町家相談員であることを証明します。 登録期間： 〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで 京都市長 印	

様式8(裏面)

1 京町家相談員として活動する際は、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。 2 この証票を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 4 この証票は、登録期間が満了したときは、直ちに発行者に返納しなければならない。 連絡先：京都市都市計画局まち再生・創造推進室 075-222-3503
--